

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
長田区社会福祉協議会
こどもボランティア表彰制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもたちが地域社会の一員としての自覚と思いやりを育み、互いに支え合う地域福祉活動に主体的に取り組む活動を応援し、将来の地域福祉活動を担う人材の育成を目的に、「こどもボランティア表彰制度」の推薦及び表彰について必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は、18歳未満で構成される3名以上の団体であって、第3条から第4条までの要件を満たし、推薦を受けたものとする。

2 前項の推薦は、当該年度の途中においても行うことができる。

(活動の種類)

第3条 前条の表彰対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 地域福祉活動

高齢者、障がい者等との対面交流や、物品作成等を通じて間接的に地域の人々とのつながりを深める活動

(2) 地域貢献活動

公共の場の美化、まちづくりその他地域環境の向上に資する活動並びに地域行事その他地域活動の運営を支援する活動

(活動頻度)

第4条 活動頻度は、次の各号のとおりとする。

(1) 団体 当該年度において3回以上活動していること。

2 前項に規定する活動回数の算定方法及び記録方法その他必要な事項は、別に定める。

(推薦)

第5条 推薦は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

(1) 団体 当該団体の活動を支援する者又は地域関係者

(被表彰者及び被表彰団体の決定)

第6条

被表彰者及び被表彰団体の決定は、本会の会長が行う。

(表彰式)

第7条

表彰式は、表彰の決定後、適宜開催するものとする。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。